

## 千葉県プレーパーク開催支援要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、本市における市民によるプレーパークを支援するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プレーパーク 子どもたちの健全な育成を目的として、「子どもたちが自分の責任で自由に遊ぶ」という理念を前提に、地域住民等が主体となって開催する活動であり、かつ、個人・団体等が広く公平に参加できるものとする。
- (2) プレーリーダー プレーパークの開催に際し、安全管理を行うとともに、子どもたちの目線に立ち、子どもたちの興味や関心を引き出す者をいう。
- (3) 団体 二人以上の者が共同の目的を達成するためにまとまった集団をいい、法人格を有することを要しない。

(開催団体登録)

第3条 プレーパークを開催することができるものは、次の各号に掲げる要件をすべて満たし、かつ、第3項の登録を受けた団体とする。

- (1) プレーパークの理念を共有する団体であること。
- (2) 代表者又は責任者が明確であること。
- (3) 活動の目的や内容が非営利であること。
- (4) 活動の実施に十分な体制があること。
- (5) 政治、宗教及び特定の思想普及を目的としないこと。
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

2 プレーパークを開催しようとする団体は、当該公園を所管する公園緑地事務所と協議の上、プレーパーク開催団体登録申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請し登録しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 資金計画書(様式第3号)
- (3) 構成員名簿
- (4) プレーパーク開催場所の近隣自治会長の同意書

3 市長は、前項の申請があった場合は、当該団体の活動の趣旨等を勘案し、プレーパーク開催団体承認・不承認通知書(様式第4号)により、その結果を速やかに当該団体に通知し、登録を承認した千葉県プレーパーク開催団体(以下、「開催団体」という。)に対して、千葉県プレーパーク開催団体登録証(様式第5号)を交付する。

4 開催団体の登録期間は、登録日から登録日の属する年度の末日までとする。

5 前項の登録期間の満了の日後も引き続き登録を受けようとする開催団体は、改めて登録を行うものとし、その申請の受付は、登録日の属する年度の末日の1月前から受け付けるものとする。

6 市長は、第3項の規定により登録を承認した開催団体が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消し、プレーパーク開催団体登録取消通知書（様式第6号）により当該団体に通知する。

- (1) 第2項の申請に虚偽があったとき。
- (2) プレーパークの開催に適正を欠くと判断したとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

7 前項の規定による通知を受けた団体は、速やかに千葉市プレーパーク開催団体登録証（様式第4号）を市長に返還しなければならない。

（開催）

第4条 開催団体はプレーパークの開催にあたり、千葉市プレーパーク開催要綱を遵守するものとする。

（実施報告）

第5条 開催団体はプレーパーク開催後、速やかに実施報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 実施報告書（様式第7号）の項目が記載されていれば、各団体が独自に作成する様式をもって提出書類に代えることができる。

（定期開催団体登録）

第6条 第3条の規定にかかわらず、プレーパークを月1回以上、かつ、連続して10月以上円滑に開催した実績があり、定期的な開催が可能であると市長が認めた団体は、プレーパーク定期開催団体（以下、「定期団体」という。）として登録を受けることができる。

2 前項の規定により、プレーパークを定期的に開催しようとする団体は、プレーパーク定期開催団体登録申請書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に申請し登録することができる。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 資金計画書（様式第3号）
- (3) 構成員名簿
- (4) プレーパーク開催場所の近隣自治会長の同意書
- (5) 過去の実績を証する書類

3 市長は、前項の申請があった場合は、当該団体の過去のプレーパーク開催状況等を勘案し、千葉市プレーパーク定期開催団体承認・不承認通知書（様式第9号）により、その結果を速やかに当該団体に通知し、千葉市プレーパーク定期開催団体登録証（様式第10号）を交付する。

4 市長は、前項の登録を行ったときは、第3条第3項の登録を取り消すものとする。

5 前項の規定により取り消された団体は、千葉市プレーパーク開催団体登録証を市長に返還しなければならない。

6 定期団体の登録期間は、登録日から登録日の属する年度の翌年度の末日までとする。

7 前項の登録期間の満了の日後も引き続き登録を受けようとする定期団体は、改めて登録を行うものとし、その申請の受け付けは、登録日の属する年度の翌年度の末日の1月前から受け付ける。

8 市長は、第3項の規定により登録を承認した定期団体が次の各号に該当する場合には、その登録を取り消すことができる。この場合、プレーパーク定期開催団体登録取消通知書（様式第

1 1号)により当該団体に通知する。

- (1) 第2項の申請に虚偽があったとき。
- (2) プレーパークの開催に適正を欠くと判断したとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

9 前項の規定による通知を受けた定期団体は、速やかに千葉市プレーパーク定期開催団体登録証(様式第10号)を市長に返還しなければならない。

(開催団体への出張支援)

第7条 市長は、開催団体に対し、予算の範囲内に限り、プレーリーダーの出張支援を行うことができる。

- 2 プレーリーダーの出張支援を希望する開催団体は、プレーリーダー出張支援申請書(様式12号)を、市長に提出しなければならない。
- 3 申請に係る受付期間は、出張支援希望日の2月前から14日前までとする。
- 4 プレーリーダー出張支援申請書の提出があったときは、市長はその内容を審査の上、出張支援の決定を行い、プレーリーダー出張支援承認・不承認通知書(様式第13号)により、その結果を速やかに開催団体へ通知する。
- 5 出張支援人数については、プレーパークの開催1回につき1名とする。

(定期団体への出張支援)

第8条 第4条、第5条及び第7条の規定は、定期団体について準用する。

- 2 定期団体は、第7条第3項の規定にかかわらず、当該年度すべての出張支援希望日の申請をすることができる。

(適用除外)

第9条 市が委託により実施する、子どもたちの森公園におけるプレーパークの開催については、本要綱は適用しない。

(事務の担当)

第10条 本要綱に関する所管は、こども未来局こども未来部こども企画課が行う。

(補則)

第11条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

- 1 本要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 本要綱の施行の際、すでに市長から行為の許可または占用の許可を受け、都市公園法第二条に規定する都市公園内におけるプレーパークを月1回以上、かつ、連続して10月以上円滑に開催した実績があり、今後も定期的な開催が可能であると市長が認めた団体は、第6条第1項に規定する市長が認めた団体と同等とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、

必要な箇所を修正して使用することができる。

## プレーパーク開催団体登録申請書

(あて先) 千 葉 市 長

団体名

住所 (法人にあつては事務所所在地)

代表者名

印

電話番号

Eメールアドレス

千葉市プレーパーク開催支援要綱第3条第2項の規定により、プレーパーク開催団体として登録を受けたいので、次のとおり申請します。

開催場所			
団体の概要			
類似活動実績の有無	有 ・ 無	実績内容	
添付書類	・ 事業計画書 (様式第2号) ・ 資金計画書 (様式第3号) ・ 構成員名簿 ・ 近隣自治会長の同意書  (実績がある場合) ・ 当該団体の類似活動実績を証する書類		
摘要			

# 事業計画書

団体名 \_\_\_\_\_

開催日時	
開催場所	
内容	
動員体制	
参加者の予定数 (1回あたり)	
実施に関する広報	
開催場所への周知	
その他	

# 資金計画書

団体名 \_\_\_\_\_

## 【収入】

項目	予算額 (円)	内容
合計		

## 【支出】

項目	予算額 (円)	内容
合計		

## プレーパーク開催団体承認・不承認通知書

団体名

代表者名

様

千葉市長

年 月 日付けで申請のありましたプレーパーク開催団体登録について、審査の結果、(承認・不承認)としますので、通知します。

不承認の場合

理由

--



年度  
千葉市プレーパーク開催団体登録証

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

開催場所 \_\_\_\_\_

表記団体は「千葉市プレーパーク開催支援要綱」に基づき、上記の公園内でプレーパークを開催する団体として所定の登録手続きを行った団体であることを証します。

年 月 日

千葉市長

印

## プレーパーク開催団体登録取消通知書

団体名

代表者

様

千葉市長

千葉市プレーパーク開催支援要綱第3条第6項の規定により、プレーパーク開催団体の登録を取り消しましたので通知します。

つきましては、千葉市プレーパーク団体登録証を速やかに返還してください。

理由

申請書等の内容に虚偽があったため

(内容 :

)

プレーパークの開催に適正を欠くため

(内容 :

)

その他

(内容 :

)

## 実施報告書

団体名 \_\_\_\_\_

開催日	
開催時間	
開催場所	
参加者数	子ども 名 大人 名 合計 名
内容	
開催状況	
その他	

備考 当該様式の項目が記載されていれば、各団体が独自に作成する様式をもって提出書類として差し支えありません。

## プレーパーク定期開催団体登録申請書

(あて先) 千 葉 市 長

団体名

住所（法人にあつては事務所所在地）

代表者名

印

電話番号

Eメールアドレス

千葉県プレーパーク開催支援要綱第6条第2項の規定により、プレーパーク定期開催団体として登録を受けたいので、次のとおり申請します。

開催場所	
団体の概要	
過去の活動実績内容	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業計画書（様式第2号）</li><li>・資金計画書（様式第3号）</li><li>・構成員名簿</li><li>・近隣自治会長の同意書</li><li>・当該団体の過去の活動実績を証する書類</li></ul>
摘要	

## プレーパーク定期開催団体承認・不承認通知書

団体名

代表者名

様

千葉市長

年 月 日付けで申請のありましたプレーパーク定期開催団体登録について、  
審査の結果、(承認・不承認)としますので、通知します。

不承認の場合

理由

--

# 千葉市プレーパーク 定期開催団体登録証

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

開催場所 \_\_\_\_\_

登録期間 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日から \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日まで

表記団体は「千葉市プレーパーク開催支援要綱」に基づき、上記の公園内でプレーパークを定期開催する団体として所定の登録手続きを行った団体であることを証します。

年 月 日

千葉市長

印

## プレーパーク定期開催団体登録取消通知書

団体名

代表者

様

千葉市長

千葉市プレーパーク開催要綱第 6 条第 8 項の規定により、プレーパーク定期開催団体の登録を取り消しましたので通知します。

つきましては、千葉市プレーパーク定期開催団体登録証を速やかに返還してください。

理由

申請書等の内容に虚偽があったため

(内容 :

)

プレーパークの開催に適正を欠くため

(内容 :

)

その他

(内容 :

)

## プレーリーダー出張支援申請書

(あて先) 千 葉 市 長

団体名

住所（法人にあつては事務所所在地）

代表者名

電話番号

Eメールアドレス

千葉県プレーパーク開催支援要綱第7条2項の規定により、プレーリーダーの出張支援を受けたいので、次のとおり申請します。

開催日	
開催時間	
開催場所	
活動内容	



## プレーリーダー出張支援承認・不承認通知書

団体名

代表者名

様

千葉市長

年 月 日付けで申請のありましたプレーリーダー出張支援につきまして、  
(承認・不承認) しましたので通知します。

### 承認の場合

場所	
日時	

### 不承認の場合

理由

--